

# 消費税の軽減税率・インボイス制度の実務対応

～スケジュール、軽減税率の対象範囲、区分記載請求書等保存方式、インボイス制度、消費税額の計算方法、価格表示、業種別の論点など解説～

- 日 時 ●2019年1月9日(水) 13:00~17:00
- 会 場 ●企業研究会 セミナールーム(東京・麹町) MFPR 麹町ビル 会議室
- 参加対象●経理・税務・財務部門、経営企画部門、営業部門、法務部門、監査部門ほか
- ご講演者●足立 好幸 氏 税理士法人トラスト 公認会計士・税理士

## ◆足立 好幸 氏 公認会計士・税理士/税理士法人トラスト

大手監査法人にて監査・上場支援等に従事した後、税理士法人トラストの設立に参画する。

トラストでは、「企業価値向上のための税務」を主業務として上場企業グループに専門・特化。

近年では、上場企業グループの「M&A」「事業再編」「連結納税」に多く関与している。著書に、『連結納税採用の有利・不利とシミュレーション』『グループ法人税制Q&A』(以上、清文社)、『連結納税の税効果会計』『連結納税の組織再編税制ケーススタディ』『連結納税申告書の作り方』『連結納税導入プロジェクト』『連結納税の欠損金Q&A』(以上、中央経済社)など。

## ◆開催にあたって

企業にとって大きな関心事である消費税の軽減税率制度とインボイス制度が、平成31年10月1日(10%への消費税率引上げ時)から導入されます。この軽減税率制度とインボイス制度の導入により、税率ごとの対象品目の区分、請求書の記載内容の変更、消費税額の計算方法の変更とそれらに伴う経過措置の適用など、現行の消費税の取扱いが段階的に、かつ、根本的に変わることになります。

さらに、その内容も非常に複雑なものになっています。消費税は、会社のビジネスを構成するすべての取引及び企業活動に係るすべての部門・担当者に関係するものであるため、納税額という税務上の問題を越えて、軽減税率の導入により価格設定をどうするか?軽減税率の適用を値札、パンフレット、カタログ上、どう表現するのか?消費税額の計算方法はどうなるのか?インボイス制度に対応するシステムの見直しはどうか?業種別の論点にはどのようなものがあるのか?など様々な実務上の問題が生じます。

そこで、今回、軽減税率制度とインボイス制度の概要と、それに伴い実務上対応する必要がある問題点について解説します。

一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛

\* 当会ホームページ (<http://www.bri.or.jp>) からお申込みいただけます。

## ●受講料●1名(税込み、資料代込)

正会員	28,080 円	本体価格 26,000 円
一般	31,320 円	本体価格 29,000 円

●申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者へFAXまたはE-mailにてお送りください。後日(開催日1週間~10日前までに)、受講票・請求書をお送り致します。

●会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕をご参照下さい。

●最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきますので、ご了承下さい。

●申込書をFAXでご送信頂く場合、FAX番号を間違えないようご注意ください。当会のホームページ(<https://www.bri.or.jp>)からもお申込みいただけます。

\*お申込み後のキャンセルは、原則としてお引き受けいたしかねますので、お申込者が出席できない場合、代理の方のご出席をお願いいたします。

一般社団法人 企業研究会 第2研究事業G

担当: 宇田川 E-mail: [udagawa@bri.or.jp](mailto:udagawa@bri.or.jp)

〒102-0083

東京都千代田区麹町 5-7-2 MFPR 麹町ビル 2F

TEL 03-5215-3550 FAX 03-5215-0951



182123-0606 2019.1.9(水)			
申込書 消費税の軽減税率・インボイス制度の実務対応			
会社名			
住所	〒		
TEL		FAX	
フリガナ		所属	
ご氏名		役職	
Eメール			
フリガナ		所属	
ご氏名		役職	
Eメール			

\* お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内にお送りする際に利用させていただきます。

## I 10%と軽減税率導入スケジュール

### II 軽減税率の対象範囲

#### 1 飲食料品の範囲

- (1) 食品表示法に規定する食品の範囲
- (2) 飲食料品から除外される酒類の範囲
- (3) 飲食料品から除外される外食の範囲
- (4) 飲食料品と飲食料品以外の資産が一体となっている資産の取扱い

#### 2 定期購読契約が締結された新聞の範囲

- (1) 定期購読契約が締結された新聞の範囲
- (2) 書籍・雑誌等の取扱い

### III 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入

#### 1 適格請求書等保存方式導入までの経過措置

（平成31年10月1日～平成35年9月30日）

- (1) 区分記載請求書等保存方式とは
- (2) 帳簿及び請求書等の追加記載事項

#### 2 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入

（平成35年10月1日～）

- (1) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは
- (2) 適格請求書発行事業者登録制度

#### (3) 適格請求書発行事業者の義務等

- ① 適格請求書の交付義務
- ② 適格返還請求書の交付義務
- ③ 適格請求書の交付義務が免除されるもの
- ④ 適格簡易請求書を交付することのできる事業

#### (4) 適格請求書の記載事項

#### (5) 適格返還請求書の記載事項

#### (6) 簡易適格請求書の記載事項

### IV 軽減税率導入後の消費税額の計算方法

#### 1 区分記載請求書等保存方式の計算方法

#### 2 適格請求書等保存方式の計算方法

#### 3 売上げ又は仕入れを複数税率で区分することが困難な場合の計算方法

#### 4 免税事業者からの課税仕入れに係る仕入れ税額控除

#### 5 仕入税額控除の要件の見直し

### V 軽減税率対応のための実務対応

#### 1 軽減税率対象の売上げがある企業と軽減税率対象の売上げがない企業の実務対応の相違点

#### 2 軽減税率に対応するシステムの見直しの実務対応

#### 3 軽減税率導入に伴うパンフレット等の見直しの実務対応

#### 4 免税事業者に対する対応

#### 5 軽減税率に関する業種別の論点

質疑応答・個別回答